

參議院大蔵委員會會議錄第

昭和三十三年二月十三日(木曜日)午後
一時三十二分開会

事務局側
常任委員会専門員
木村常次郎君

議事に入ります前に、前回の委員会
散会後理事会におきまして、明十四日

以上いずれも予備審査の八法案を便宜一括議題として政府より提案理由の説明を聽取ります。

通により、わが国経済の再建及び産業の開発の促進に努めて参つております

本日委員伊能繁次郎君、塙見俊二君、宮澤喜一君及び小林孝平君辞任につき、その補欠として苦米地義三君、苦米地英俊君、田中茂穂君及び江田三郎君を議長において指名した。

席者は左の通り。
委員長 河野 謙二君
理事

卷五

岡崎 真一君
太暮武太夫君
左藤義龍君

○食糧管理特別会計における資金の設置及びこれに充てるための一般会計へも要へる二つある法律案(内

○ 漁船再保險特別会計における特殊保
からする納入金に関する法律案（内
閣送付、予備審査）

險及び給与保險の再保險事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に關する法律案

○ 外國為替資金特別会計法の一部を改
訂がり、(新)外金に因る公債償還
(内閣送付、予備審査)

正する法律案(内閣送付、予備審査)
○たばこ専売法の一部を改正する法律

○委員長(河野謙三君) これより委員会を開きたい。

○委員長(河野謙三君) これより委員会を開きます。

第五部 大蔵委員会会議録第三号

大蔵委員会会議録第三号

昭和三十三年二月十三日

參議院

議事に入ります前に、前回の委員会散会後理事会におきまして、明十四日金曜日は定例日であります。委員会を開かないことに申し合せましたので御了承いただきます。

また本日付をもつて委員官澤喜一君、伊能繁次郎君、小林幸平君、塙見俊二君が辞任され、その補欠として田中茂總君、吉米地義三君、江田三郎君、苦米地英俊君が委員に選任されましたことを御報告いたします。

○委員長(河野謙三君) それでは、本日はまず、製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年度から昭和三十二年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

食糧管理特別会計における資金の設置及びこれに充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案

漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からする繰入金に関する法律案

外國為替資金特別会計法の一部を改正する法律案

以上いずれも予備審査の八法案を宜一括議題として政府より提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(白井彌君) ただいま議題になりました製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案外七法律案につきまして提案の理由を御説明申し上げます。

最初に、製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、日本專売公社製造たばこの最高価格を定めている価格表の一部を改正するものであります。

その概要を申し上げますと、專賣公社におきましては、フィルター付紙巻たばこが世界的な流行を示し、国内においても強い発売の要望がありましたので、この要望にこたえるとともに専売益金の増収をはかるため、昭和三十一年七月一日からフィルター付紙巻たばこ「ホーブ」を試製して販売中であり、また新しい需要層を開拓して売れ行きの増進と専売益金の増収をはかるため、同年八月一日からはつかを主とする特殊加香を施した両切紙巻たばこ「みどり」を試製して販売中であります。が、その売れ行き状況はいずれも良好でありますので、今後継続して販売するため、これらを価格表に追加しよろずするものであります。

次に、日本開発銀行法の一部を改正する法律案について申し上げます。

日本開発銀行は、昭和二十六年四月に設立されて以来、長期設備資金の融

通により、わが国経済の再建及び産業の開発の促進に努めて参つておりますことは、御承知の通りであります。今後ともわが国経済基盤の充実強化について、同行の業務活動に期待するところは、きわめて大きいものがあると存じます。

現在、日本開発銀行が行います借り入れ及び債務保証の金額につきましては、法律上自己資本と同類以内といふことに制限されておりますが、最近における同行の業務の状況、特に国際復興開発銀行よりの外貨借款の増大等を考慮いたしますと、現行規定では借り入れ及び債務保証の限度額に制約され、今後の円滑な業務運営に支障を来たすこととなります。従つて、この制限を金融機関としての健全性をそこなわない範囲内において緩和することが必要と考へられます。この点につきましては、すでに日本輸出入銀行について適用いたしておりますところと同様に借入金の限度額を自己資本の二倍としたすとともに、貸付金と債務保証との合計額は、自己資本の額と借入金の限度額との合計額をこえないこととすることが適当と考えられ、これがために日本開発銀行法に所要の改正を行ふ必要があります。

次に、昭和二十八年度から昭和三十二年度までの各年度における国債整理に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

昭和二十八年度から昭和三十二年度までの各年度におきましては、国債の償還等に充てるための資金の繰り入れ特例といたしまして、国債の元金償還に充てるために一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるべき最低金額は、財政法第六条の規定による前々年度の剩余金の二分の一相当額による国債総額の一万分の百十六の三分の一相当額の繰入基準は、これを適用しないことといたします。また、これとともに、日本国有鉄道または日本電信電話公社が日本国有鉄道法施行法第九条または日本電信電話公社法施行法第八条の規定により一般会計に対する金額につき、直接、国債整理基金特別会計に繰り入れ、この繰入額に相当する金額については一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れがあつたものとみなす特別の措置が講ぜられてきたのであります。昭和三十三年度におきましても、国債償還の状況にかんがみ、かつ、経理の簡素化をはかるため、前年度と同様これらの措置を講じよろとします。

政府は、国の財政の健全化等の目的から、補助金等の整理合理化につきまして、昭和二十九年度以降予算において、昭和三十一年度にかかる主要食糧の買い入れ及び輸入にかかる主要食糧の買い入れ及び

所要の措置を講ずるとともに、法的措置を講ずる必要があるものにつきましては、補助金等の臨時特別例等に關する法律により、特別の措置を講じてきましたのであります。

昭和三十三年度においても、この建前から各種補助金等につき検討の結果、同法による特別措置を、昭和三十三年度においても、な

く、引き続き講ずることとする必要があると考えられますので、今回、その有効期限を昭和三十四年三月三十一日まで、一年間延長することとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

食糧管理特別会計におきましては、従来、食糧管理のためにする食糧、農産物価格安定法に規定する農産物等、飼料需給安定法に規定する飼料及び、農業生産振興臨時措置法に規定するテンサイ糖の買い入れ及び売り渡し等、並びに農産物検査法の規定に

よる農産物の検査に関する歳入歳出を一体として経理して參ったのであります。

ですが、これらの経理の内容をさらに明確にするとともに、この会計の運営の健全化をはかるため、今回この法律案を提出した次第であります。

その大要を申し上げますと、第一

第三は、各勘定の利益及び損失の処理に関する規定であります。すなわち、国内米管理勘定、国内麦管理勘定、輸入食糧管理勘定及び業務勘定の

利益または損失は、調整勘定に移して整理することといたします。なお、この整理をした後に、調整勘定に

利益または損失があるときは、利益の額を調整資金に組み入れ、または損失の額を限度として調整資金を減額して整

理することができるときといたしております。また、農産物等安定勘定の利益または損失は、当該勘定の積立金と

資産及び負債の各勘定への帰属並びに

安定期、飼料需給安定法及びてん菜生産振興臨時措置法に基く農産物等、飼料及びテンサイ糖の買い入れ及び売り渡し等に関する歳入歳出を、業務勘定における給与保険の再保険事業について生じた損害をもめるための一般会計から

組員給与保険法の規定による漁船の乗組員の抑留を保険事故とする給与保険

について保険事故が異常に発生いたしましたため、第二十六回国会において成立いたしました漁船再保険特別会計において申上げます。

この法律案は、食糧管理特別会計の運営の現状にかんがみまして、この会計に資金を設け、この会計の運営の健全化をはかるとするものであります。この資金は、一般会計から繰り入られ及び償還並びに他勘定における歳入歳出を、それぞれ経理することといたします。

第二は、調整勘定に資金を設け、一般会計からの受入金及び当該勘定における利益の組入金に相当する金額をもってこれに充てることとし、食糧管理特別会計の運営の健全化に資するための措置を講ずることといたします。

第三は、各勘定の利益及び損失の処理に関する規定であります。すなわち、国内米管理勘定、国内麦管理勘定、輸入食糧管理勘定及び業務勘定の

利益または損失は、調整勘定に移して整理することといたします。なお、各年度の損益計算上、利益があるときは、その額を資金に組み入れ、損失があるときは、その額を限度とし

て資金を減額し、その処理をすることができるといたしております。

次に、漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損害をもめるための一般会計からする歳入歳出に関する法律案について申し上げます。

漁船損害補償法の規定による漁船の拿捕、抑留等の事故を保険事故とする

特殊保険につきましては、昭和三十一

年度において保険事故が異常に発生いたしましたため、漁船再保険特別会計

ドネシア共和国政府との間で調印されましめた旧清算勘定その他の諸勘定の残高に關する請求権の処理に關する日本

国政府とインドネシア共和国政府との間の議定書は、この議定書につきまし

たのといたしております。

第四は、前述の諸措置に伴いまして、昭和三十一年度にかかる再保険金の支

払いが著しく増加し、同年度の損益計

算上、約四千四百七十万六千円の損失

を生じたのであります。また、漁船乗組員給与保険法の規定による漁船の乗組員の抑留を保険事故とする給与保険

について保険事故が異常に発生いたしましたため、第二十六回国会において成立いたしました漁船再保険特別会計において申上げます。

この法律案は、食糧管理特別会計の運営の現状にかんがみまして、この会計からする歳入歳出を、それぞれ経理することといたします。

第二は、調整勘定に資金を設け、一般会計からの受入金及び当該勘定における利益の組入金に相当する金額をもってこれに充てることとし、食糧管理特別会計の運営の健全化に資するための措置を講ずることといたします。

第三は、各勘定の利益及び損失の処理に関する規定であります。すなわち、国内米管理勘定、国内麦管理勘定、輸入食糧管理勘定及び業務勘定の

利益または損失は、調整勘定に移して整理することといたします。なお、各年度の損益計算上、利益があるときは、その額を資金に組み入れ、損失があるときは、その額を限度とし

て資金を減額し、その処理をすることができるといたしております。

次に、漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損害をもめるための一般

会計からする歳入歳出に関する法律案について申し上げます。

漁船損害補償法の規定による漁船の拿捕、抑留等の事故を保険事故とする

特殊保険につきましては、昭和三十一

年度において保険事故が異常に発生いたしましたため、漁船再保険特別会計

ドネシア共和国政府との間で調印されましめた旧清算勘定その他の諸勘定の残

高に關する請求権の処理に關する日本

国政府とインドネシア共和国政府との間の議定書は、この議定書につきまし

ての批准書交換の日または日本国とインドネシア共和国との間の平和条約の効力発生の日の、いずれかおぞい日に効力を生ずることとなつております。この議定書の効力が発生いたしますと、議定書第二条の規定に基き、日本国がインドネシア共和国に對して有する一億七千六百九十一万三千九百五十八アメリカ合衆国ドル四十一セントの額の請求権を放棄することとなりまするが、この請求権を放棄することによりまして、外國為替資金において、この請求権の額をこの法律の施行の日ににおける基準外國為替相場で換算した金額の損失が生することとなりますので、この損失金額を外國為替資金の金額から減額して整理しようとするものであります。

以上、製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案外七法律案につきまして、提案の理由を申し上げました。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さいよう、お願い申し上げます。

○委員長(河野謙三君)　ただいま説明を聽取いたしました各法律案についての補足説明並びに質疑は、後日に譲ることにいたします。

○委員長(河野謙三君)　次に、たばこと専売法の一部を改正する法律案を議題として、大蔵省当局より内容の説明を聽取いたします。

○政府委員(村上孝太郎君)　たばこと専売法の改正につきまして簡単なる御説明を申し上げます。

この法律案につきましては、昨年夏じゅういろいろ懇談会の席上におきましてこの法

して、御議論をいたただき、かつ御指示も賜わったわけでございまして、詳しく述べて説明する必要はないと思うのであります。お手元に配りました資料の新旧対照表によりまして、簡単にこのたび政府が提案いたしました法案の内容につきまして御説明をいたします。

今度提案いたしましたたゞ二審法の一部改正の内容といいたしましては、まず第一に価格基準の問題、それから第二に、許可基準、この許可基準に関連しまして異議の中立制度の問題、それから審議会の問題、大体大きく分けて三つが問題になるわけでございます。

まず第一の価格基準でございますが、お手元にございます新旧対照表の二枚目をまくっていただきますと、そこに第五条の三項として「前項の価格は、生産費及び物価その他の経済事情を参酌して、耕作者が適正な対価を得ることができるよう定めなければならぬ」と、こういふように挿入されております。で、懇談会の席におきましては、この価格基準の後段についてまして、「耕作者が適正な対価を得ることができるよう定めなければならない」という言葉を、「再生産を確保することができるよう定めなければならない」といふように表現してはどうならない」というお説があつたわけでございました。今度提案いたしました政府の案では、「耕作者が適正な対価を得ることができるように定めなければならない」というように定めなければならぬ」というふうに書きましたゆえんのものは、これを再生産を確保するために云々と書きますというと、現在の食糧管理法第三条の米価に関する価格基準と全く同様な表現になるわけござい

は、おのずから米という主食でありかつ恒久的に不足しております農作物と同じような表現では私はおかしいと思いますし、また現実の価格算定方式が米価とタバコでは異つております。従つて法文上全く同じ字句によつて表現するということは適当でないと、こういうふうに政府は考えまして、「耕作者が適正な対価を得ることができるようには定めなければならない」と、こういうふうに提案したわけであります。

その次の四項は、その次に第三番目に申し上げますたゞ耕作審議会にタバコの価格をきめる場合には意見を聞かなければならぬといふ規定でござります。順序に従つてこの第四項も次に御説明申し上げますといふと、この規定につきましては「その意見を聞かなければならぬ」といふふうな表現が、「議を経なければならぬ」というふうに書いてはどうかといふふうな御意見があつたように私は記憶いたしております。諮問機関につきましてその意見を聞かなければならぬと書くのがいか、議を経なければならぬと書くのがいいかいろいろ法文上のテクニックの問題があつらうと思いますが、過去の審議会について私もいろいろ調べてみたのであります。が、価格を決定する審議会につきましては、議を経なければならぬといふような表現をとつた前例はないようですございます。それからまた諮問機関としての一般的な表現が、その意見を聞かなければならぬといふような法制局筋の御意見もありまして、私の方では「その意見を聞かなければならぬ

そういう表現にいたしたわけでありません。それからその次の改正点は、第七条の二項でございます。「第五条第四項の規定は、前項の規定によるたゞこの種類及び耕作面積の決定について準用する」、ただいま読み上げました第五条第四項の耕作審議会の意見を聞かなければならぬといふ耕作審議会の審議の対象といたしまして、価格のみならず耕作面積の決定、毎年公社が定めますところの耕作面積の決定といふうな重要な事項についても審議会に諮られ、その意見を開けといふことが書いたるわけでございます。

それからその次は、一枚めくつていただきますと、第九条でござりますが、第九条の改正は現行の第九条を二つに分けまして、あとの中身を「九条の二」という独立の条文にいたした点が違っております。で、前半は現行の九条の前半と全く同じでございますので説明を省略させていただきます。後半の部分を「九条の二」といたしまして、許可の基準という題目をつけまして独立させたわけでございますが、これが現行の九条の後段と違っております点は、まず第一に、タバコ耕作の許可をいたそらとする場合に、耕作経験の有無ということを許可基準の中に入れたわけでございます。これはタバコ耕作権についていろいろ永年小作権といふような問題がございまして、そしたら御意向を政府の立場から入れる最大限度に表現いたしまして、耕作経験の有無という許可基準を九条の二の中に入れたわけでございます。あとの許可基準は従来消極的な除斥理由であったのを今度は積極的な許可基準にいた

したことと、それから從來の法文では不明確でございましたいわゆる毎年度の公示耕作面積というものと許可面積とを一致させるという規定を「耕作面積の範囲内において」というふうに入れたわけでございます。これによつて次に御説明申し上げますところの異議の申立制度と許可基準の規定とがどうらはらにうまく調和することになつたわけをございます。

次は異議の申立制度でござりますが、これは懇談会の御意見通りに「第九条の三」として新しく挿入をいたしました規定でござります。一枚めくつていただきますと、「第九条の三 第八条の規定に基いてした公社の処分について不服のある者は、当該処分のあつたことを知つた日から二週間以内に、大蔵省令の定めるところにより、不服の事由を記載した書面をもつて、公社に対して異議の申立をすることができる。」2 公社は、異議の申立に対する決定をしたときは、その理由を附記した書面により、これをその申立をした者に通知しなければならない。第八条の許可処分によつて不許可になつた者も、あるいは一部許可処分を受けた者もこの規定によつて異議の申し立てが許されるわけござります。ここに「公社」と書いてござりますのは、それぞれの地方の専売局ということございまして、それによつて異議の申立てに対する決定は書面をもつて通知をするという規定でござります。

それから第十条の規定で、第三項に横に線が引いてござりますが、これは単に現行の第九条を改正しました結果の条文の整理でござります。

それから第二十六条の二項の「第九条、第九条の二」と書いてございます

ところも、これも条文の整理でござい

ます。

それから第三番目の問題といたしま

して、第二十六条の六に「たばこ耕作

審議会」の規定を挿入いたしてござい

ます。「公社の総裁の諮問に応じ、た

ばこの耕作に関する重要な事項を調査審

議するため、公社にたばこ耕作審議会

を置く。2 審議会は、前項に規定す

る事項について、公社の総裁に建議す

ることができる。3 審議会は、委員

九人以内で組織する。4 委員は、耕

作者を代表する者及び学識経験のある

者たちから公社の総裁が委嘱する。

5 委員は、非常勤とする。6 前各

項目に定めるものほか、審議会に関し

必要な事項は、政令で定める。この

耕作審議会につきましては懇談会でい

る御意見を承わったことと法文上

は矛盾いたしておりません。ただ第四項

の耕作者を代表する者が一体幾らの割

合であるかということにつきまして、

これは法文上には規定いたしてござい

ませんが、われわれ現在考えておりま

すのは、葉タバコの価格が動くことに

よりまして、各般に影響する、そのそ

れぞれの影響を受ける利害関係と申し

ますかいろいろな制度上の諸問題を考

えていただくためには、ただ単に耕

作者だけではなくて、学識経験のある

者を任命する必要があると思うのでござ

ります。

それから第三十一条の規定でござい

ますが、これも單に九条の先ほど申し

上げました許可基準の規定が變りました結果の条文整理でございます。

それから第三十四条の二項に「前項

の規定は、日本専売公社法第四十三条

の二十三の規定による財政法第三条の

規定の準用を妨げるものではない。」二

十二とあります現行の規定でございま

すが、ふうに変えておりますが、これは

今度の専売法改正の趣旨とは全く違ひ

問題でございまして、昨年日本専売公

社法の第四十三条の二十一というのが

挿入されましたとき、これは直してお

くべきであったのを直してなかつたの

でございまして、この際訂正させていた

だくといふ意味の規定でございます。

それからその第四十三条以降の横線

を引っぱつてあります規定は、先ほど

申し上げましたような第九条の規定

が二つに分れた結果、条文の表現を簡

ただ單に整理をしただけでございま

した。

提案いたしております専売法の一部

改正案の中身を、昨年夏いろいろ御教

示を賜わりましたところとの比較を簡

單に申し上げて、補足説明をいたしま

した。

○委員長(河野謙三君) それでは引き

続いて質疑を行います。

なお、本日はただいま説明に当られ

ました村上監理官のほかに、説明員と

して日本専売公社生産部長の西山君、

同じく専売公社の生産課長の榎園君が

出席しておられますから、御了承いた

だきます。

○江田三郎君 大臣はきょう見えます

か。

○委員長(河野謙三君) 見えません。

○江田三郎君 そうすると、これは

ちょっと大臣に聞かんければならぬと

思ひんすけれども、事務当局に聞い

てみたところで意味がないと思ひんで

なことは言い過ぎであつて、小委員会に

と申しますからどうぞ……。

すが、ちょっと申し上げたいことは、第

一にこの専売法の一部改正については

もう委員の皆さん御承知のように、

前の国会で政府が提出して、一ぺんも審

議をしてないで廃案になつたわけです。

その後本委員会へ正規に懇談会、名前

は懇談会ですけれども、各派の代表が

参加されたいわば小委員会のようなも

のでして、そこできましたことは、当

時の中心になられました杉山委員の方

から本委員会へ正規に御報告をされ

て、懇談録へも載つているわけです。

その内容についてはもちろん政府側の

方も十分御承知のはずなんであります

が、今度提案をされたものは、懇談会

で何回も慎重に審議をしてきた内容

とは相当違つたわけです。そこで、一体

どういふ各派から集まつて正規に小委

員会、あるいは懇談会といいますか、

そういうものでやつたものとなぜ違つ

たものをお出しにならなければならな

いか、これはもちろん法律案は国会で審

議をするわけですが、国会であらかじ

め前回からのいきさつがあつて、ずっと

と審議を続けて一つの方向が出されたもの

と違つたものを政府の方で出されると

いうのは、これは一休政府の方が国会

に対して挑戦をしておられるのかどう

か。挑戦ということになりますと、こ

れはわれわれとしましても重大に考

ればならぬ。あるいは挑戦といふよ

うことは言い過ぎであつて、小委員会

に参加した者は、あるいは委員会に対し

て政府が、お前たちの方が間違つてい

るのだというのを反省をお求めになつ

たのでござりますが、その懇談会

をまとめて、いろいろ御教示を賜つた

のでございますが、それが一体どうい

う意味を持つのか、それに異なつた提

案をいたすのが国会に対してもなはだ

失礼なことに当るのかどうかといふこ

とにつきましては、私としましては各

派の手を尽して、自民党の方々にもそ

の他の方々にも御相談を申し上げたわ

けでござります。まあこの席に杉山委

員がいらっしゃいますから、杉山委員

から参議院側としてどういふお氣持で

ござつたのか、お聞き願いたいと思いま

すけれども、私の方としましては、

あの結論は、いろいろお審議をして、參

議院側の御意向としてはこういふこと

がござつたのか、お聞き願いたいと思いま

すけれども、私の方としましては、

あの結論は、いろいろお審議をして、參

議院側の御意向としてはこういふこと

がござつたのか、お聞き願いたいと思いま

すけれども、私の方としましては、

あの結論は、いろいろお審議をして、參

議院側の御意向としてはこういふこと

がござつたのか、お聞き願いたいと思いま

すけれども、私の方としましては、

あの結論は、いろいろお審議をして、參

議院側の御意向としてはこういふこと

がござつたのか、お聞き願いたいと思いま

だけ次回には大臣に出席を求めるよう

に善処しますからどうぞ……。

○政府委員(村上孝太郎君) ただいま

江田先生からおしゃりを受けましたけ

ども、まず第一に、昨年夏私も被回

呼ばれて、いろいろ御教示を賜つた

の一番結論と申しますが、紙に御意見

をまとめて、それを私見見たした

のでございますが、それが一体どうい

う意味を持つのか、それに異なつた提

案をいたすのが国会に対してもなはだ

失礼なことに当るのかどうかといふこ

とにつきましては、私は政府の最高の責

務を聞かしてもらつて、それから一つ

態度をきめていきたいと思います。

いろいろこの内容についてはただすべき

問題がありますけれども、そういう基本

問題がありますから、きょうは答弁を申し上げ

ねでもよろしい。私は政府の最高の責

務をやりますから、これだけを申し上げ

ただけで、きょうは答弁はなくともよ

うござつたのか、お聞き願いたいと思いま

すけれども、私の方としましては、

あの結論は、いろいろお審議をして、參

議院側の御意向としてはこういふこと

がござつたのか、お聞き願いたいと思いま

すけれども、私の方としましては、

あの結論は、いろいろお審議をして、參

他の委員の方で御質疑がありましたら

○平林剛君 江田委員が強調されましたが、たゞ、根本問題については、いかにも機会をあらためて政府の責任者からお尋ねをするつもりでありますけれども、同僚の大蔵委員の諸賢に対しても、この事情を認識していただくために私は若干の質疑をいたします。

出をしたたばこ専売法を一たん引つり
めて、そしてあらためてこの委員会に
新しい法律案として提出をしてきたた
とは、今までの政府の態度から見て、
一步前進であるからその点においては
了としておるわけであります。しかる
し、それは政府が一步前進したのでは
なくて、今までの専売法が明治三十七
年に作られてから、あまりにも古い思
想と観念で規定をされておることに對

して、新しく時代にそぐわなかつた、これが各国民の代表として選ばれて本
藏委員会が中心で議論をされた結果、どうも時代に即さないからこの点は直
すべきだという最小限度をまとめて、

そしてそれを示唆したことが政府の新しい法律の再提出ということになつたことと見るべきがほんとうだと思うのであります。今、江田委員が指摘されたうに、私は政府が、たゞはこの特權法の改正懇談会として本委員会が設けた委員会の結論を忠実に法律案として提出しなかつたということは、これは政黨政治の根本問題になりますから、私からも特に遺憾の意を表しておきたい。

今、私どもが議論しようとしておりますのは、政府から提案理由の説明がありましたが、三つの点で違つておるわけであります。一つは葉タバコ

の収納価格決定の基準を、われわれと

しては再生産を確保しなければならないと結論をしたのであります。ところが耕作者が適正な対価を得ることができるようになりますといふ程度で置きかえてしまつてゐるということが一つ、もう一つは、たゞこ耕作審議会は葉タバコの価格と耕作面積の決定についてその議を経なければならぬ、われわれは結論をつけたのでありますけれど

も、これを総裁はたばこ審議会にはかり、その意見を聞かなければならぬと、諮問機関的なおいを濃くしてしまっている、これが第二の点です。それから第三は、たばこ耕作審議会の委員の構成について懇談会の結論は、耕作者を代表するものは半数程度にする、およその意見がまとまつたのに対し、これが今の説明では一対二である、すなわち三分の一である、こうい

ちよつと説明がしてある。
私どもは、さきの国会に社会党の専
売法改正を出したことを中心に、
懇談会でいろいろ多岐にわたつて法律
案としてまとめること以外にも、たく

さん今後改善すべき点をまとめたのでありますけれども、この提出された法律案を見るといふと、そういう行政的な措置で改善すべき点も今後するべきまいなものにされしていくといふおそれを感じるのであります。たゞこ専売法が明治三十七年にでき上つて以来大きな改正がなかつただけに、これは行政に移された場合に、多分今度の提出法案と同じような、もつとひどいことになりはしないかといふ疑いをますます一般の国民に与える結果になると思うので、私はその点について、同僚委員においても十分検討していただきたい

い。特に今、政府の説明はこれは委員

会に挑戦をしているものではないとこう言うのであります。私は委員外の発言だからあまり問題にしたくはないけれども、ときどき村上監理官は、たばこ専究法の改正について、今参議院においては大蔵委員会でこういうような結論がまとまっているけれども、おれの案はこういうふうになる。私の案はこうだといふよなことを口にせ

られたことを私は聞いておるのであります。今でも参議院の大蔵委員会の各委員が、あの夏の間一生懸命に議論をして、再生産を確保しなければならないということに結論が一致したのに對し、言葉じりととらえるわけではありませんが、私はこれはおかしいと思うといふような發言をされた。絶えずそういう点にあなたの独善的な考え方方が法律案として浮び出ているような感じを受

け取るのであります。こういふ点はあ
なたはいろいろな手続を済ましたと、
こう言うけれども、やはりそのにおい
が法律案に出てきておるということを
私は強く指摘しておくのであります。

そこで、こまかい法律案についてもいろいろ入りたいのだけれども、どうもきょうは根本的な問題がありますから、私もきょうはこれ以上進めませんが、適当な機会にこの問題点については皆さんとともに、やっぱり大蔵委員会懇談会の権威にかけても必要な是正が必要だということを強調しておきたいと思います。

○田中茂徳君 私は本格的な審議につ

きましては、先ほど委員長のお話のよ
うに次の機会にすることにいたしまし
て、この機会に私は監理官にちよつと
お伺いいたしたい点があるのです。す
す。といいますのは、別な観点から私
が申し上げたいことは、先ほどお話を
がありましたように、閉会中において相
当この改正案の内容について審議を私
どもいたしたわけであります。それに

私も自民党の方から参画いたしたわけ
でございますが、先ほど監理官のお答
えの中で、自民党の方にもよく連絡を
とっているというようなお話をあつた
ようであります。私は詳細な連絡は
受けておりません。そこでお聞きした
いのは、開会中の懇談会でいろいろ論
議されたことは、大蔵省のどの辺まで
報告をされておるのか、この法案が提
案されるに至りましたにつきまして

は、おそらく大臣も決裁され、省議で決定いたしたろうと思ふのです。しかししながら、あの懇談会の論議の内容があなたから局長までとどまっているのか、あるいはその上まで行つてゐるか、つづいてお聞きを

○政府委員(村上孝太郎君)　まあとや
かく私ども弁解いたしませんが、ただ
いまの御質問にお答ええしますと、いう
と、もちろんこの法案を提出いたしま
するについては、閣議にはかります
が、従つてその決裁文書は大臣まで参
ります。ただ書類を回すだけではなく
て、その内容となつておりまする重要
な事項については、もちろん口頭その
他で御説明を申し上げるわけでござい
のであります。

ますが、そういう意味における法案に付随する説明は、私は次官まで申上し

木原する説明に和むて官にて申し
げております。それからおそらくそ
の内容について次官がまた取扱選択さ
れて大臣にお出しになるのだろうと思
いますが、私の方としましては、でき
るだけの措置はとつております。
それから先ほど懇談会の意見はこう
だが、おれはこう思うということを私
が発言しているということのお話を平

林委員からございましたけれども、私はあの懇談会におけるいろいろの御意見をまとめられた文書がもはや何らの学問的対象にも、あるいはいろいろな法案の法文上の対象にも、もはや議論を許さないものであるというふうには考えておりません。私がある筋から聞きましたのは、あの意見につきましても、実は最終的な結論にまだなつていないのだというふうなことを伺いました。

たので、私としましては、参議院の懇談会でいろいろ御検討なされた精神を尽して、法案を考えればこういうことになるのにやなからうかということを

（田中茂穂君）もう一回私は確認しておきたいと思うのであります。今の改正案の内容について、お答えの中で、この改正案の内容について、お聞きするわけでござります。

1

Journal of Health Politics, Policy and Law, Vol. 29, No. 4, December 2004
DOI 10.1215/03616878-29-4 © 2004 by The University of Chicago

Journal of Health Politics, Policy and Law, Vol. 29, No. 4, December 2004
ISSN 0361-6878 • 10.1215/03616878-29-4 © 2004 by The University of Chicago

卷之三

随して口頭で懇談会の内容等も申し上げておいた、こういふお答えのようでござりますが、これは非常に重大な問題に今後なるかと思ひますので、もう一回確認しておきたいことは、あの閉会中の数回のこれに対する懇談会の検討の内容がどこまではつきり上司まで行っておるか、もう一回その点だけお聞きしておきたいと思います。

○政府委員(村上孝太郎君) 事務次官、政務次官まで行つております。政務次官はあの書類を取り寄せられて、いろいろ私にも御質問になつております。だからあそこまでは行つております。

○委員長(河野謙三君) 他にも御質問あると思いますが、先ほどお断わりいたしましたように、根本問題をまず片づけなければなりませんので、この法案につきましての審議は次回に譲りたいと、かように思いますが、御異議ございませんか。

○委員長(河野謙三君) 他にも御質問がなければ、本案の質疑は本日は一応この程度にとどめまして、次回は来たる十八日火曜日、午後一時から開会することとして、本日はこれで閉じたいと存ります。

二月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
一、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律案
國税定率法の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案

関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

(昭和二十九年法律第四十二号) 第十五項及び第十六項中「昭和三十一年三月三十一日」を「昭和三十四年三月三十一日」に改める。

附 則

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律案

経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律案

第一章 総則

(目的) 第一条 この法律は、経済基盤強化資金の設置、農林漁業金融公庫、日本輸出入銀行並びに別に法律で定めるところにより設立される中小企業信用保険公庫、日本貿易振興会及び日本労働協会の特別の基金に充てるための政府の出資並びにこれらの資金及び基金の適正な管理、運用等に関し必要な事項を定め、もつてわが国の経済の基盤の強化と健全な発展に資することを目的とする。

第二章 経済基盤強化資金
(資金の設置)
第一条 将來における現金は、資金運用部に預託することができる。
2 前項の規定により預託した場合に生ずる利子は、資金に編入するものとする。

(資金の預託)
第六条 資金に属する現金は、資金運用部に預託することができる。
2 前項の規定により預託した場合に生ずる利子は、資金に編入するものとする。

(資金の預託)

第七条 資金は、将来における道路の整備、港湾の整備、科学技術の振興、異常災害の復旧又は産業投

資特別会計への繰入に要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、使用することができる。

2 前項の資金の用途の範囲に關し必要な事項は、政令で定める。

(資金の経理)
第一 計算書

二 中小企業信用保険公庫

三 日本輸出入銀行 六十五億円

四 日本貿易振興会 五十億円

五 日本労働協会 十五億円

(基金の設置)
第六条 公庫等は、前条の規定により出資を受けたときは、その出資を受けた金額を、それぞれ次の各号に掲げる基金に充てなければならぬ。

1 農林漁業金融公庫にあつては、國の直接又は間接の補助の対象とならない農地の改良又は造成に係る事業に対しても同公庫

が行う貸付に係る利子の軽減に充てる財源をその運用によつて得るための非補助小圃地等土地改良事業助成基金

第二条 将來におけるわが国の経済基盤の強化に必要な経費に充てる財源の一部を確保するため、経済基盤強化資金(以下「資金」とい

(資金の所属及び管理)
第三条 資金は、一般会計の所属とし、大蔵大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

第四条 政府は、昭和三十三年度において、一般会計から、二百二十億三千円を限り、資金に繰り入れることができる。

(資金への繰入)

第五条 資金は、前条の規定による繰入金及び次条第一項の規定により預託した場合に生ずる利子をもつて充てる。

(資金に充てる財源)

第六条 資金は、前条の規定による繰入金及び次条第一項の規定により預託した場合に生ずる利子をも

つて充てる。

(政府の出資)

第七条 政府は、昭和三十三年度において、一般会計から、次条第一項各号に掲げる基金に充てるものとして、次の各号に掲げる法人(以下「公庫等」という)に対し、それぞれ当該各号に掲げる金額を出資するものとする。

(政府の出資)

第八条 政府は、昭和三十三年度において、一般会計から、次条第一項各号に掲げる基金に充てるものとして、次の各号に掲げる法人(以下「公庫等」という)に対し、それぞれ当該各号に掲げる金額を出資するものとする。

(政府の出資)

第九条 政府は、昭和三十三年度において、一般会計から、次条第一項各号に掲げる基金に充てるものとして、次の各号に掲げる法人(以下「公庫等」という)に対し、それぞれ当該各号に掲げる金額を出資するものとする。

(政府の出資)

第十条 政府は、昭和三十三年度において、一般会計から、次条第一項各号に掲げる基金に充てるものとして、次の各号に掲げる法人(以下「公庫等」という)に対し、それぞれ当該各号に掲げる金額を出資するものとする。

(政府の出資)

第十一條 公庫等は、前条の規定により出資を受けたときは、その出

資を受けた金額を、それぞれ次の各号に掲げる基金に充てなければならぬ。

1 農林漁業金融公庫にあつては、東南アジア開発協力基金に係る經理については、政令で定めるところにより、一般の經理と区分して整理しなければならない。

2 農林漁業金融公庫は、非補助小圃地等土地改良事業助成基金に係る經理については、政令で定めるところにより、一般の經理と区分して整理しなければならない。

3 日本輸出入銀行は、東南アジア開発協力基金に係る經理については、一般の業務に係る經理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(基金の属する現金の管理等)

第十二条 公庫等は、前条第一項の基金(日本輸出入銀行にあつて

3 大蔵大臣は、内閣において決定したところに従い、日本輸出入銀行をして、東南アジア開発協力基金（第十四条第一項に規定する積立金を含む。）に属する現金を前条第一項第三号に規定する出資又は投資に運用させることができる。

4 日本輸出入銀行は、当分の間、日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）第十八条の規定にかかわらず、第一項及び前項の規定による東南アジア開発協力基金の管理及び運用に関する事務を執行することができる。

5 前項に規定する事務の執行に要する費用は、日本輸出入銀行の一般の業務に係る勘定において支弁するものとし、その支弁に係る金額は、東南アジア開発協力基金の勘定の負担とする。

（基金の剩余金等の処理）

第十三条 農林漁業金融公庫は、政令で定めるところにより、非補助小田地等土地改良事業助成基金に属する現金の前条第一項の規定による預託により生ずる利子の金額から、第十二条第一項第一号に規定する貸付に係る利子の軽減のために使用した金額を差し引いて、なお剩余があるときはこれを当該基金に組み入れなければならない。

6 農林漁業金融公庫は、前項に規定する預託により生ずる利子の金額が、第十二条第一項第一号に規定する貸付に係る利子の軽減のために使用する金額に不足する場合

においては、政令で定めるところにより、前項の規定による組入金の額に相当する金額を限度として、非補助小団地等土地改良事業助成基金に属する現金を当該利子の軽減のために使用することができる。

第十四条　日本輸出入銀行は、東南アジア開発協力基金の勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前項の積立金の額から当該損失の額に相当する金額を減額してこれを整理するものとする。ただし、当該損失の額のうちその整理をすることができない部分の金額は、損失の繰越として整理するものとする。

第十五条　公庫等の基金は、取りくずしてはならない。ただし、次に掲げる場合には、この限りではない。

(基金の取りくずしの制限等)

第二項の規定により非補助小団地等土地改良事業助成基金に属する現金を使用する場合

二 中小企業信用保険公庫が、その保険事業の損益計算上損失を生じた場合において、これをうめるためにするとき。

2 中小企業信用保険公庫は、前項第二号の規定により保険準備基金を取りくずした後において、その保険事業の損益計算上利益を生じたときは、その利益の額に相当する金額を、同号の規定により取りくずした金額に達するまで、同基金に組み入れなければならない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第三十二条第五項」を「、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律（昭和三十三年法律第十一条第一号）の規定により同法第十三条第一項第一号に掲げる非補助小団地等土地改良事業助成基金に充てるものとして出資された六十五億円と、第三十二条第五項」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項に規定する基金に係る出資金については、この法律に定めるもののほか、経済基盤強化のための資金及び特

3 第四条に次の二項を加える。

2 前項に定めるもののほか、経済基盤強化のための資金及び特

別の法人の基金に關する法律
(昭和三十三年法律第 号) 第
十一條第一項第三号に規定する
東南アジア開発協力基金は、日
本輸出入銀行の資本金とする。
3 前項に規定する基金について
は、この法律に定めるもののは
か、經濟基盤強化のための資金
及び特別の法人の基金に關する
法律の定めるところによらなけ
ればならない。
第十九条の三中「第四条」の下に
「第一項」を加える。
4 大蔵省設置法(昭和二十四年法
律、第一百四十四号)の一部を次のよ
うに改正する。
第四条第十五号の次に次の二号
を加える。
十五の二 經濟基盤強化資金の管
理に關すること。
第六条第二項中「第三十一号」を
「第三十二号」に改める。
第八条第四号の次に次の二号を
加える。
四の二 經濟基盤強化資金の管
理に關すること。
一月十二日本委員会に左の案件を付託
された。
一、節句用飾物等の物品税撤廃等に
關する請願(第五九三号)
一、熊本県八代市に國民金融公庫支
所設置等の請願(第六〇八号)
一、花火類に対する物品税輕減の請
願(第六一九号)(第六五四号)(第
六五五号)
一、清涼飲料ラムネの物品税撤廃等
に關する請願(第六五八号)(第六
五九号)

(第六八九号) とふろく絶滅対策に関する講題

第五九三号 昭和二十三年一月三十日受領
一日受領
節句用飾物等の物品税撤廃等に関する
請願

請願者 東京都台東区浅草橋三

つ、借入申込等の手続が簡単なため、中小企業者の需要が激増しその利用が熊本県下全般に普及されているが、本県中小企業の振興飛躍のため、八代市に国民金融公庫支所を新設することともに、その資金わくの拡大について考慮せられたいとの請願。

請願者 福岡県八女市長峰字吉田一五隈本火工株式会社内 限本教幸外十九
紹介議員 野田俊作君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

清涼飲料ラムネの物品税撤廃等に関する
講願、
請願者 横浜市南区堀の内町一
ノ六四神奈川県清涼飲
料工業会内 竹島幸男
紹介講員 寺本 廣作君
この講願の趣旨は、第六五八号と同じ

ノ一一日本人形協会
内 山田徳兵衛外一名
紹介議員 天田 勝正君

第六二九号 昭和三十三年二月三日
受理

第六五五号 昭和三十三年二月五日
花火類に対する物品税軽減の請願
受理

である。

行百分の二十の物品税が課せられていて、但し月食糧及び人形類等に充てては其の半額が課せられるが、当製造物品は、(一)零細な手工作業であるため物品税の課税対象は業者であるが、(二)花台と別れる貯金用具であることは、

請願者 熊本縣玉名郡南關町豐永八七八 林義広外二
紹介議員 森中 守義君

講
頤
者 福岡県朝倉郡朝倉村下
町一、九四八 野上喜
一郎外十九名 吉田 法晴君

(二) 季節的制約があるため課税の転換ができないこと、(三) 製造が容易なため製造品が横行して本業者が王道を受ける結果的に納税を不可能にする重大問題であること

当物品として三割の物品税が課せられているが、製品そのものはいわば一種の工芸品ともいはべく、かつ火薬類取締法に従事する関係上一般商

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

していること。(四)「みなし製造」の法律があるため製造力をねはみ課税が困難なこと、(五)伝統的文化財保護の目地及び児童育成文化財としても課税すべきでないこと等の理由により、本税法は、税率を百分の五、課税最低限を一個につき三千円、一組につき九千円に改訂し、又みなし製造の課税から除外せられたいとの請願。

品のようにメーカー、問屋、小売の段階的販売制度が存在しないばかりでなく、業界の因習と製品の特異性に起因する地盤の確保というような業者間の過当競争が避けないので、自然然そのものの消費者への転嫁が事实上不可能なばかりでなく、業者はいずれも一部少數業者を除き従業員五名程度に過ぎない農業等を兼業とする零細企業であつて、危険な作業と採算の採れない事業を職人気質によつてのみ維持していること、見丁三割の税率は高きに

講題　清涼飲料ラムネの物品税撤廃等に関する請願
講願者　大阪市生野区舍利寺町二ノ四八　樹井勝三外
紹介議員　左藤義詮君
五十九名

第六〇八号 昭和二十三年一月三日
受理 熊本県八代市に国民金融公庫支所設置等の請願

現行三率の制度に改められ、本税を失し本税の賦課が常に業態のい縮と納税の困難を招いている現状であるから、本税率を一割引き下げられたい。

彼らの業者は滅亡の一歩前に直面しているから、中小企業擁護対策の一環としても是非、ラムネの廃税、ジュース

講願者 熊本原知事 桜井三郎
紹介議員 森中 守義君
外二名

との請願
第六五四号 昭和三十三年二月五日
花火類に対する物品税軽減の請願
受理

の免稅点の引上げ措置等を講ぜられたいとの請願。

昭和三十三年一月十七日印刷

昭和三十三年一月十八日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局